

平成27年度第1回ふくしま食の安全・安心推進会議 議事録

- 1 日 時 平成27年7月22日（水）10時00分～11時05分
- 2 場 所 杉妻会館 3階「百合の間」
- 3 出席者 別紙名簿のとおり
- 4 議事内容

【開 会】

（司会：食品生活衛生課副課長）

定刻よりは若干早いですが、委員の皆さまおそろいですので、ただいまから、平成27年度第1回ふくしま食の安全・安心推進会議を開催いたします。開催に当たりまして、本会議の議長であります畠副知事より御挨拶を申し上げます。

【あいさつ】

（議長：畠副知事）

皆さん、おはようございます。ふくしま食の安全・安心推進会議の開催に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本県における食の安全・安心の確保につきましては、震災と原発事故を受けて、平成24年度に全面的に見直しを行いまして、ふくしま食の安全・安心に関する基本方針、ふくしま食の安全・安心対策プログラムを作成したところであります。具体的な行動計画であるプログラムにつきましては、平成24年度から平成26年度までの3ヵ年計画で、食の安全・安心に関する事業を実施してまいりましたが、昨年度で最初の3年間のプログラムが終了いたしました。今年度このプログラムの評価を行って、平成27年度以降の第2期プログラムを策定し、引き続き、福島における食の安全の確保と安心の実現に向けて取り組んでまいりたいと思います。

特に、「食品中の放射性物質対策」については、震災から4年余りが経過した現在は、吸収抑制対策や生産・流通・消費の各段階におけるきめ細かい検査が定着してまいりました。若干ではありますが、基準値を超過する食品が見受けられるということもございますから、徹底した検査の継続と測定結果の迅速な情報発信、さらには、リスクコミュニケーションなどにより、引き続き県民の不安解消に努めていただきたいと考えております。

本日の会議におきましては、ふくしま食の安全・安心対策プログラムの平成26年度の実績、プログラムの評価、そして、第2期プログラムなどを議論いただくということになっております。皆さんから忌憚のないご意見をいただき、さらなる食の安全・安心の確保につなげてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

（司会）

ここで、事前に配付させていただきました本日の資料の一部の差し替えについて、ご連絡させていただきます。出席者名簿のうち、委員及び幹事会事務局の出席者に一部変更がありましたので、差し替えをお願いいたします。

それでは、これからの議事進行につきましては、議長にお願いいたします。
島副知事、よろしくお願いいたします。

【議 題】

(議長)

それでは、さっそく議事に入りたいと思います。 まず最初に、議題（１）「ふくしま食の安全・安心推進会議設置要綱の一部改正について」、事務局から説明をお願いします。

議題 1 : 「ふくしま食の安全・安心推進会議設置要綱の一部改正」について

(事務局：食品生活衛生課長)

はい。食品生活衛生課でございます。ご説明申し上げたいと思います。それでは、資料 1 をご覧ください。「ふくしま食の安全・安心推進会議設置要綱の一部改正」についてでございますが、県の規則改正によりまして、第 3 条第 2 項部分の本推進会議の議長についての改正及び裏面でございますが、別表 2 幹事会メンバーにつきまして、県の規則あるいは組織変更に伴いまして、所要の改正を行ったところでございます。以上でございます。

(議長)

ただいまの説明について何かございますか。質問等あればお願いいたします。よろしいですか。では、これについては、満場一致で了承することいたします。

次に議題 2 の 「ふくしま食の安全・安心対策プログラム」の平成 26 年度実績及び施策の評価について、事務局から説明をお願いします。

議題 2 : 「ふくしま食の安全・安心対策プログラム」について

(1) 平成 26 年度実績及び施策の評価について

○実施状況の概要について

(事務局：食品生活衛生課長)

それでは、「資料 2」の 1 ページ目をご覧ください。まず、「Ⅰ 実施状況の概要」について説明いたします。基本施策 1 につきましては、食の安全に関する事業としまして、52 の事業を企画し、うち 51 の事業について実施しましたが、17 の成果目標のうち、12 において策定時の現況値と同等または改善されているところでございます。次に基本施策 2 につきましては、食の安心に関する事業として、計画通り 16 事業全てを実施しておりますが、5 つの成果目標の全てにおいて、策定時の現況値より改善されている状況でございます。次に基本施策 3 につきましては、食品中の放射性物質対策として、重複事業 9 つを含む 31 事業全てを実施しております、成果目標は 2 つ設定しております。いずれも、策定時の現況値と同等または改善されてございます。なお、食品衛生法に規定されている放射性物質の基準値、これを超過して出荷または流通販売された食品はございませんでした。

続きまして、「Ⅱ 施策の評価」について、ご説明いたします。評価の方法は、

「2 目標値の達成度の判断基準」にしたがいまして、最終年度である平成26年度の実績値が目標値以上に達している場合は評価A、実績値が基準値以上で目標値に達していない場合は評価B、実績値が当初の現況値の基準を下回っている場合は評価Cという形で評価しております。

次に2ページに進みまして、「3 評価の結果」でございます。基本施策1の食の安全に関する①から⑰までの17の代表指標の評価結果につきましては、評価Aが7指標、評価BとCが各5指標となっております。

次に3ページをご覧ください。基本施策2の食の安心に関する5つの代表指標の評価結果ですが、評価Aが4指標、評価Bが1指標となっております。次に基本施策3の食品中の放射性物質対策に関する2つの代表指標の評価結果につきましては、いずれも評価Aとなっております。

○基本施策1の実施状況について

(事務局：食品生活衛生課長)

次に4ページをご覧ください。ここからは、具体的な実施状況の説明となります。まず基本施策1でございます。「(1) 安全な食品の生産と供給」の「ア

安全な農林水産物の生産と供給」でございますが、「No. 2 G A Pの推進」におきましては、マニュアルやリーフレットを活用して、生産者への周知と制度の推進を図りました。5ページの「No. 5 死亡牛のB S E検査の推進」につきましては、24ヶ月齢以上の死亡牛1375頭のB S E検査を実施し、全頭陰性であることを確認しました。また、「No. 6 安全・安心きのこ栽培の推進」におきましては、マニュアルに基づいて、生産者を対象に2,011回の生産指導を行うなど安全な農林水産物の生産と供給に向けた7事業を実施いたしました。成果の目標については、「G A Pの取組産地数」は目標を達成できなかったため評価B、「有機栽培・特別栽培面積」は現況値を下回っており、評価Cとなっております。

次に、「イ 安全な食品の製造加工」におきましては、「No. 1 食品製造・加工に関する技術相談」を1,646件受けたほか、「No. 2 H A C C Pの推進」におきましては、167回の施設監視を行うなど、3事業を実施しております。成果目標につきましては、目標を達成しておりますので、評価Aとなっております。

次に6ページをご覧ください。「(2) 生産から消費に至る監視・指導の強化」でございます。まず、「ア 生産段階における監視・指導の強化」でございますが、「No. 1 農薬適正使用の推進」におきましては、農薬使用者等の研修会を2,440回実施し、50,605名の方に参加いただいたほか、「No. 3 魚類防疫指導」を33件、「No. 6 動物薬事監視・指導」を104件行うなど、計画された7事業のうち6事業を実施しております。なお、「No. 5 水産物産地市場衛生管理指導」におきましては、すべての産地市場が被災しておりまして、水揚げが行われている市場の取扱量も非常に少ないため、実施することができませんでした。4つの成果目標の全てで目標を達成し、評価Aとなっております。

次に7ページの「イ 製造・加工段階における監視・指導の強化」でございますが、「No. 1 食品製造施設の監視・指導」について、6,963施設を監視・指導し、「No. 2 食中毒の予防対策」としまして、旅館等の2,883施設を監視・指導いたしました。また、8ページでございますが、「No. 4 特定

給食施設」につきましては、319施設を衛生指導し、「No. 5 集団給食施設」については、600施設の衛生指導を実施しております。設定しました2つの成果目標はいずれも目標を達成できなかったために評価Bということになっております。

次に、「ウ 流通・販売段階における監視・指導の強化」につきましては、「No. 1 市場・大型小売店等」につきまして、3,681施設の監視・指導を行い、「No. 3 米トレーサビリティ法に基づく監視・指導」を139事業者に対し実施するなど、3事業を実施いたしました。設定しました成果目標は現況値より悪化しておりますので、評価Cとなっております。

次に、9ページの「エ 輸入食品に対する監視・指導の強化」につきましては、2,781施設の監視・指導を実施いたしました。設定した成果目標は目標を達成しておりますので、評価Aとなっております。

続きまして、10ページでございます。「(3) 食品表示の適正化の推進」でございますが、食品衛生法、JAS法、景品表示法、健康増進法に関する食品表示につきまして、それぞれ調査、指導、講習会の6事業を実施しております。設定しました3つの成果目標のうち、2つは目標を達成できなかったため、評価Bとなっております。1つは現況値を下回り、評価Cとなっております。

次に11ページの「(4) 食の安全を確保するための検査体制の充実」でございますが、この検査体制は後程、基本施策3で説明する放射性物質検査以外のものになっております。このなかの検査の精度管理等につきましては、No. 1とNo. 2の事業を実施したほか、学校給食につきましても、「学校給食衛生管理基準」に基づいて、No. 3とNo. 4の事業を実施しております。また、No. 5から12ページのNo. 10までの事業につきましては、「平成26年度食品衛生監視指導計画」に基づいて、事業を実施しまして、また、No. 11からNo. 15までの事業により食肉の検査を実施するなど、15事業を実施し、食品の安全性を確認いたしました。設定しました2つの成果目標につきましては、いずれも現況値を下回り評価Cでございます。

最後に、13ページの「(5) 食の安全に関する調査研究の推進」におきましては、「No. 1 残留農薬検査」や「No. 2 化学物質検査」など4事業を実施しております。ダイオキシン類の検査では、問題となる値は確認されていないという状況でございます。設定した成果目標は、残留農薬の基準値超過はありませんでしたので、評価Aとなっております。

基本施策1「食の安全」に関する施策の報告については、以上でございます。

○基本施策2の実施状況について

(事務局：食品生活衛生課長)

続きまして、14ページに移ります。ここからは、「食の安心の実現」に関する基本施策2の事業の実施状況に関するものでございます。

「(1) 食の安全に関する情報の共有と普及啓発の推進」につきましては、「No. 1 消費者への教育事業」において、テレビ、ラジオにより、知識や情報の提供を行い、「No. 2 消費生活苦情処理体制の整備」におきましては、消費生活全般に関わる苦情や相談に対して適切に対応したほか、「No. 8の食品衛生講習会」におきましては出前講座を含めて計566回の講習会を開催するなど、8事業を実施いたしました。設定しました成果目標のうち、家庭にお

ける食中毒発生件数は目標を達成できず評価B、うち毒きのこ等の食中毒発生件数につきましては、目標を達成いたしましたので、評価Aとなっております。講習会で消費者に実施しましたアンケートによりまして、食の安全・安心を確保されているとした割合が平成25年度を上回っておりますので、評価Aとなっております。

続きまして、16ページの「(2) 食の安全に関するリスクコミュニケーションの促進」におきましては、No. 1からNo. 5まで、県内各地において計11回、懇談会やフォーラム等を実施し、食の安全・安心に関する不安解消や情報共有化を図りました。

次に17ページの「(3) 食の安全に関する県民の意見の施策への反映」につきましては、「ふくしま食の安全・安心推進懇談会」を2回開催いたしまして、プログラムの実施状況等に関する意見をいただくとともに、食の安全・安心に関する情報交換を実施したところであります。

最後に、「(4) 食育の推進」でございます。「No. 1 市町村食育推進計画作成」について市町村における作成を促進するなど、2つの事業を実施しまして、食育の推進を図っております。2つの成果目標につきましては、いずれも目標を達成しておりますので、評価Aとなっております。

○基本施策3の実施状況について

(事務局：食品生活衛生課長)

次に、18ページをお開きください。基本施策3「食品中の放射性物質対策」の実施状況について、説明いたします。

「(1) 安全な食品の生産に向けた放射性物質対策」につきましては、「No. 3 ふくしまの恵み安全・安心推進事業」によりまして、放射性物質検査機器の導入支援により、検査体制の整備を促進するとともに検査結果の情報公開を積極的に行い、安全性の見える化を推進するなど再掲事業を含む4事業を実施しました。成果の目標につきましては、基準値を超過して出荷・流通された食品はありませんので、評価Aとなります。次に19ページの「(2) 食品中の放射性物質検査と測定結果の情報発信」につきましては、まず製造段階の検査でございますが、「No. 1 農林水産物等緊急時モニタリング事業」におきましては、26,041点の検査を行ったところ、基準超過が113点ございました。

次に19ページの「(2) 食品中の放射性物質検査と測定結果の情報発信」です。「No. 1 農林水産物等緊急時モニタリング事業」であります。この事業では、農林水産物の緊急時モニタリングを実施してまいりました。25年度につきましては、先ほどご説明あったとおりですが、28,770点の検査をいたしまして、残念ながら419点の超過が見られたところです。次に「No. 2 米の放射性物質全量全袋検査」につきましては、約1,100万袋の検査を実施し、基準値超過はありませんでした。「No. 3の牛」及び「No. 4の豚肉」の検査におきましても基準値超過はありませんでした。一方、20ページの「No. 5 野生動物」におきましては、イノシシやツキノワグマを中心としまして、365検体中195検体で基準値超過が見られました。次に製造段階における加工食品の自主検査としましては、「No. 7」のハイテクプラザにおける検査及び「No. 8」の商工会等におけるスクリーニング検査におきましても基準値の超過はありませんでした。

次に、流通・販売・消費段階における「No. 6 加工食品」につきましては、6, 545 検体の検査を実施しまして、あんぼ柿等の試験加工品の7 検体を含む8 検体で基準超過が見られました。また、「No. 9 自家消費野菜」につきましては、各市町村等が検査の実施主体として、80 台の非破壊式測定器を含む検査機器によりまして、100, 470 件の検査を実施いたしました。さらに、学校給食につきましては、「No. 10」の食材の検査及び「No. 11」の給食一食分についての事後検査のいずれからも基準値超過は見られませんでした。最後に、「No. 12 日常食」でございますが、県内7 方部104 検体につきましては、放射性ストロンチウムを含め検査を実施いたしました。放射性セシウムにつきましては、基準値超過はなく、放射性ストロンチウムについては、事故前のレベルを下回る結果でございます。

なお、基準値を超過して出荷流通した食品はございませんでしたので、評価はAとなっております。

続きまして、21 ページの「(3) 飲用水の放射性物質検査と測定結果の情報発信」につきましては、「No. 1 水道水」及び「No. 2 井戸水等」のいずれの検査につきましても、管理目標値を超過するものはありませんでしたので、評価Aとなつてございます。

次に22 ページの「(4) 食品中の放射性物質対策に伴う情報共有とリスクコミュニケーションの促進」ですが、まず講習会や懇談会などの事業としまして、「No. 1 食の安全・安心アカデミー」において、国と連携して、シンポジウムを2 回開催したほか、「No. 2 食品等の放射能に関する説明会」を10 市6 町3 村、一般消費者に対して69 回開催いたしました。さらに「No. 8」から「No. 11」までは再掲事業でございますが、この中で放射性物質に関する情報共有や意見交換等を行いました。次に情報発信や普及啓発に関する事業としましては、22 ページの「No. 3」から23 ページの「No. 7」までの事業を実施いたしました。また、「No. 6 ふくしま新発売」におきましては、見やすく簡単に検索できるシステムとしまして、かつ検査データの迅速な更新を行うなどした結果、多数のアクセスをいただいております。

最後に、24 ページの「(5) 食品中の放射性物質対策に関する調査研究の推進」でございますが、「No. 1 加工食品の放射性物質測定に関する調査」では、水戻しを要する加工食品の検査方法についての研究を行ったほか、「No. 2 放射性物質除去・低減技術開発事業」では、農林水産物等の放射性セシウム濃度の経年変化や吸収抑制技術等に関する技術開発に取り組み、その成果につきましては、ホームページでの公表や関係者への説明会を実施いたしました。

以上が、平成26 年度の実施状況でございます。

○プログラム(第1 期)の総括について

(事務局：食品生活衛生課長)

次に、25 ページをご覧ください。プログラム(第1 期)の総括をさせていただきます。平成24 年11 月に策定しました基本方針の理念である「ふくしまにおける食の安全の確保と安心の実現」に向けて、具体的な行動計画として、平成24 年度から3 ヵ年、本プログラムを実施したところでございます。先程説明させていただいた通り、合計で98 事業を実施させていただいております。これらの施策の評価におきましては、24 の成果目標を定めて

いるわけですが、評価Aが13事業、評価Bが6事業、評価Cが5事業でございました。その中で、評価Cとなった5つの成果目標のうち、3つにつきましては、食品流通販売施設による食品の表示に問題があるものでございます。その事案の全てに共通する原因が食品関連事業者とその従事者の知識不足や確認の不徹底によるものであることから、今後の取り組みとしましては、HACCPと呼ばれます衛生管理手法を取り入れた管理方法について助言・指導をしていきたいというように考えております。また、食品の表示につきましては、平成27年4月1日から、食品衛生法、JAS法、健康増進法の表示の制度が食品表示法に一本化されておりますので、新たな制度が施行されたなかで、不適正表示の発生を防止するため、食品営業施設等の監視・指導、事業者及び従事者への衛生教育を的確に実施していきたいと考えております。

このような状況を踏まえまして、第2期プログラムにおきましても、県民の健康保護を最優先といたしまして、「食の安全」、「食の安心」、「放射性物質対策」の3つの基本施策を実施していきたいというように考えております。

○県産農林水産物と加工食品の放射性物質検査結果について

(事務局：食品生活衛生課長)

続きまして、併せて関連します資料3を説明させていただきたいと思えます。この資料は、主な農林水産物と加工食品について、震災発生直後から平成26年度までの放射性セシウムの検査結果について、時系列にわかりやすくご覧いただくということを目的に作成したものでございまして、広報用としても活用してまいりたいと考えております。

簡単に内容を説明させていただきますが、まず野菜・果実については、事故直後の平成23年度は基準値を超過するものが見られましたが、平成24年度以降は基準値超過はごくわずか、25年度・26年度におきましては、全て基準値以下となっております。うち現在、98%以上が「検出せず」といった状況となっております。

その下の畜産物でございしますが、23年度などは基準値超過が見られましたが、24年度下半期からは全て基準値以下でございします。最近の状況を見ますと、98%が「検出せず」という状況でございします。なお、畜産物のうち、原乳については、23年度第2四半期からは全て「検出せず」、鶏卵については、23年度の4月以降から全て「検出せず」となっております。

裏面にまいりまして、水産物でございしますが、事故直後は約半数が基準値を超過しておりましたが、その後、超過の割合は徐々に減少し、最近では、97%以上が基準値以下となっております。なお、試験操業の対象魚種につきましては全て基準値以下となっております。

続いて山菜・きのこでございしますが、まず野生の山菜・きのこにつきましては、平成26年度に基準値を超過している検体が全体の約3.5%となっております。一方、栽培きのこにつきましては、平成24年度以降は、全て基準値以下でございします。

最後に加工食品でございしますが、あんぼ柿等の試験加工品を除くデータを載せてございします。平成23年度は乾燥野草や梅干しなどで基準値を超過したものが確認されましたが、最近では、超過はごくわずかとなっております。

各食品につきましては、徐々に状況が改善してきておりますが、野生の山菜

・きのこや水産物など、一部に超過しているものが見受けられておりますので、今後もこういった資料で発信していきたいと考えております。

なお、6月に開催したふくしま食の安全・安心推進懇談会の中で、委員からこの資料の中に県が行っている放射性物質低減対策についても記載した方がいいのではないかという意見をいただきましたので、可能な範囲で今回記載させていただきました。

以上で、(1)の26年度実績及び施策の評価について事務局からの説明を終わらせていただきます。

○質疑等

(議長)

はい。ただ今、平成26年度の実績と施策の評価について説明がありました。保健福祉部長、何か補足説明はありますか。

(保健福祉部長)

はい。これまでの実績と評価のところですね。評価Cとなった項目が5つあるわけですが、5つとも全て「食の安全」のところでは評価Cが出ているところがあるところ、ちょっと気になるところで、「食の安全」は万一のことであれば、人の健康に直接影響が及んでしまうということで、今後この部分は表示や異物混入、不良食品などの防止に向けてHACCPの手法を取り入れた衛生管理方法を具体的かつ、きめ細やかに指導を徹底していく必要があるかなと考えております。

(議長)

農林水産部長、いかがですか。

(農林水産部長)

はい。私の方も同じようにC評価を受けた案件についてちょっとご説明申し上げたいと思いますが、4ページのNo.4「有機栽培等の促進」でございますが、ご承知のように東日本大震災あるいは原発事故を踏まえて、栽培面積そのものが減っているという状況の中でのなかで、C評価になったということでございますが、そういう状況ではございますけれども今年の3月に福島県有機農業推進計画というものを作成し、県全体としても引き続き取り組んでいくことを確認しているところでございまして、需要創出を図り、販路を拡大、新たな担い手対策、こういったところについて、それぞれインセンティブとなるような支援策、情報メニュー等ございますので、そういったことを駆使しながら、面積拡大に、栽培用の拡大に努めていきたいと思っております。

(議長)

質問他ございますか。

(2) 第1期プログラムからの事業等の見直し点について

(3) 第2期プログラム(平成27年度事業計画)(案)について

(議長)

次の「イ 第1期プログラムからの事業等の見直し点について」と「ウ 第2期プログラム（平成27年度事業計画）（案）について」を事務局から説明をお願いします。

○概要等説明

（事務局：食品生活衛生課長）

はい。それでは、説明させていただきます。資料4をご覧ください。基本施策1「生産から消費に至る食の安全の確保」の中で4点の見直しがございます。まず新規事業でございます。（1）「安全な食品の生産と供給」の「安全な農林水産物の生産と供給」の中の「⑦ふくしま園芸パワーアップ事業」であります。これを今回見直しまして、新たに「⑦元気な産地づくり推進事業」として実施することといたします。内容としましては、県と関係団体で構成するプロジェクトにおきまして、販売対策の強化あるいは福島県オリジナル品種の普及拡大を図っていくというようなものでございます。次に成果目標の見直しでございます。今回は2つの成果目標の代表指標を修正することとしております。

まず「（3）食品表示の適正化の推進」の項目における成果目標につきましては、これまで「食品衛生法に基づく不良食品の発生件数」及び「JAS法に基づく食品加工業者の適正表示率」及び「JAS法に基づく生鮮食品業者の適正表示率」の3つの代表指標を設定しておりましたが、本年4月1日より、食品衛生法とJAS法による食品表示制度が統一されましたので、新たに食品表示法が施行されまして、成果目標の代表指標もこのことによりまして、一本化するということといたします。具体的には、代表指標を食品表示法に基づく表示不良食品の発生件数としまして現況値、これは平成26年度の食品衛生法上の不適件数25件、JAS法上の不適件数32件、これを合わせた57件といたしまして、3年後の29年度までに半減の28件以下に設定したいと考えております。

次に「（4）食の安全を確保するための検査体制の充実」における成果目標といたしましては、これまでの代表指標として、食品衛生法上の不良食品と件数を設定してきたところですが、この件数には表示違反など検査を必要としない不良食品も含まれておりました。このことから、今後本項目における成果目標につきましては、微生物検査あるいは理化学検査によって判明する食品衛生法上の不良食品の発生件数として、現況値は食品衛生法上の規格基準違反9件といたしまして、29年度までに半減の4件以下というように目標を設定したいと考えております。

基本施策1の見直し、事業の廃止でございます。次のページでございますが、「（5）食の安全に関する調査研究の適正化の推進」の項目についてでございますが、農薬適正使用推進事業につきまして、食品衛生法上の収去検査と検査内容が重複していることと産地での自主検査が実施されていることから事業を廃止したいというように考えております。事業の廃止に伴いまして、成果目標であります「残留農薬の分析検体のうち基準値を超過した検体数」を削除したいと考えております。

続きまして、基本施策3の「（4）食品中の放射性物質対策に伴う情報共有とリスクコミュニケーションの促進」の中で食の安全・安心推進事業につきまして、見直しを考えております。本事業につきましては、平成24年度か

ら3カ年で、延べ17業者に委託しまして、産地段階での検査情報発信等の食の安全安心確保活動を実施しております。26年度に開始した「ふくしまからはじめよう。元気なふくしまっ子食環境整備事業」と業務委託内容が一部重複していることから両事業を整理・統合した上で事業を拡充し実施することといたしました。

続いて資料5をご覧くださいと思います。ふくしま食の安全・安心対策プログラム（第2期）（案）についてでございますが、案は全部で41ページでかなりボリュームがございますので、基本的にこの概要によって説明させていただきたいと考えております。まず「1策定に係る基本的な考え方」でございますが、これまでの第1期プログラムを基本としまして、策定の趣旨及び期間の見直しのほかこれまでの事業実績と施策の評価を踏まえて、成果目標や事業の見直しを行っております。「2具体的な見直し内容」でございますが、1ページめくっていただきまして、案の策定の趣旨につきましてはアンダーラインにあるような内容を追記してございます。第2期プログラムでは、あらためて食品の安全確保と県民の食に対する不安解消を図るため、食品関連事業者、消費者、及び行政が協力して、引き続き生産から消費にいたる一貫した食の安全・安心対策を推進するということを強調して明記させていただきました。またプログラムの期間については、平成27年度から平成29年度までの3カ年間ということで書かせていただいております。

資料5の最初に戻っていただきまして、「(3)新規事業と廃止事業」についてでございますが、資料4で説明いたしましたとおり、「(4)成果目標の設定」の考え方でございますが、代表指標については引き続き数値目標、評価のための現況値の設定については、直近の平成26年度の実績値としまして、最終の平成29年度の目標につきましては、県の総合計画等の上位計画、各部局の事業計画を踏まえながら、各事業課が県民の視点に立ったある程度実現可能な数値といたします。新たな成果目標につきましては、先程資料4で説明させていただいたとおりでございます。以上で簡単ではございますが、第2期プログラム（案）の概要について、説明をさせていただきました。

○質疑等（概要等説明について）

（議長）

それでは、ただ今、平成27年度からの第2期プログラムの策定について、第1期からの事業等の見直し点、第2期プログラムの概要について説明がございましたが、何か補足等ありませんか。保健福祉部長。

（保健福祉部長）

はい。1つ1つの事業ということではありませんが、新しい第2期プログラムも24年度の基本方針に基づきまして、食の安全・安心・放射性物質対策の3つ、3本柱で行っていかうということでございます。

特に食の安全と安心のところですが、放射性物質対策にどうしても注意・関心がいきがちではありますが、やはり健康被害という点では、先程の話と重複しますが、相変わらず食中毒をはじめとする監視・指導といったことをきちんとやっていかないといけないということが1つ。

それから、放射性物質対策のところでは、先程の実績のところでも説明がございましたが、食のリスクコミュニケーションというようなものが大事に

なってくるのかなと考えております。どうしても、われわれ行政もどちらかと言えば住民から見れば専門家の立場かもしれません。そして、生産者の方も大きく括れば専門家の立場です。それに対して消費者、住民という専門家ではない立場の方がいて、そのような専門家でない立場の方を大事にしていく、そちら側の力がないと専門家の力だけでは安全・安心を確保していけないと思っております。何が言いたいのかと言いますと、コミュニケーションが情報の発信と共有、消費する側住民の方の意見を常に取り入れていく。また逆に我々が取り組んでいる様々な事業成果、検査などを行っている情報をこういったものをきちんと逆に理解もしていただく。この両方がうまくコミュニケーションが取れて、初めて安全・安心の確保が出来るのかなと考えております。

それから全くの補足になりますが、来年の6月11日、12日ですが、国と福島県と共催で食育の全国大会を郡山にて開催いたします。そこでは、万単位のお客様が訪れる予定で、食の魅力をはじめ、安全・安心を含めて全国に発信できる絶好の機会と思っておりますので、今日ご出席の皆様にも今後色々ご協力の依頼を申し上げようと思っておりますが、ぜひよろしく願いたいと思います。以上です。

(議長)

農林水産部長、いかがですか。

(農林水産部長)

私の方からも2点ほどご説明したいと思います。今、保健福祉部長からもお話があったように食育、今県全体で風評対策に様々な形で取り組んでおりますが、やはり食育を通じて、子どもさんあるいは親御さんの理解を獲得していく、担保していくことが一番重要だと思いますので、県職員と一緒にあるいは教育委員会、こういったところと協力しながら食育対策については引き続き頑張っていきたいと思っております。

それともう1点でございますが、新しいプログラムの26ページ以降の部分、基本施策の「第3放射性物質対策」でございます。こちらにつきましては、まず農林水産物については、吸収抑制対策をしっかりとしていく。さらには、収穫された産品についての検査体制をしっかりとしていく。その精度管理もしっかりとしていく。情報をきちんと発信していく。あらゆる媒体を使って情報発信しながら、本県農林水産物の安全・安心を確保していきたいと考えております。それにあたっては、県が自ら情報発信することに加えまして、様々な媒体あるいは地域、こういったところから本県産の農林水産物を取り扱っていただける業者、こういったところからの情報の発信というものは効果が大きいと思っておりますので、商談会あるいは民間団体さんへの支援、こういったことを通じながら風評対策ひいては安全・安心の確保に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

(議長)

その他ございませんか。アの26年度の実績評価、それを踏まえての27年度からのプログラムのなかでございましたら。郡山市さん、いかがでしょうか。

(郡山市保健所次長)

郡山市の菊池でございます。私の方からは食品の放射性物質対策のことで一言お話したいと思います。昨年度末から非破壊式の放射性検査機器が導入されまして、あの装置は非常に好評でございまして、非破壊式の検査が非常に多くなりました。市民の声を聴きますと、非破壊式の装置をもっと入れてほしいという人もいる一方で、ある程度の食品の汚染についての理解が深まっている方は、もうそんなに心配する必要はないのではないかと、高い野生のきのこや山菜に注意すればよいのだから、そんなに心配しなくてもいいのではないかという方もいます。でも、やはりチェルノブイリの例をみると、測って調べて暮らしていくということのある程度長期的に続けなければならないと、私も理解しておりまして、そういう取り組みを、ちょっと長い取り組みになるとは思います。継続していくことが大切かなと思っております。以上でございます。

(議長)

いわき市さん、いかがでしょうか。

(いわき市保健所長)

ありがとうございます。いわき市でございます。私が感じておりますのは、先程の資料で言いますと、資料5の23ページあたりのリスクコミュニケーションについて、食中毒に関して言えば、私自身は一種の事故だと思っております。事故というのは、基本的にはまず業者さんがきちんとしたものを提供しなくてはいけないということは当たり前だと思いますが、一方で消費者の方も出来ることをしないと食中毒というのは起こってしまう。例えば焼鳥の生焼けとか、ちょっとレアっぽいやつをお客様が求める、そしてそれを提供してしまう。そういうことによって、事故は起こってしまう、食中毒というのは起きてしまう。やはり消費者の方もリスクを承知するという事は食中毒を防ぐという意味で大事だと思いますので、提供する側だけではなく、消費者側もしっかり防止しようということで、リスクコミュニケーションというのは食中毒に関して言えば、それを防ぐのに大事なかなと感じております。このプログラム自体については、これでもよろしいかなと思っております。

(議長)

はい。ありがとうございます。その他ございますか。

それでは、第2期のプログラムについては原案のとおり策定することにしたと思いますので、このプログラムの各事業を効果的かつ計画的に展開をして、安全と安心に万全を期するようにお願いしたいと思います。

議題3：最近の食の安全・安心に関する事例について

○説明

(議長)

次に議題3の「最近の食の安全・安心に関する事例について」、今回、次第

にあるとおり4つの事例報告があります。一括して事務局から説明をお願いします。

(事務局：食品生活衛生課長)

はい。それでは、資料6をご覧ください。まず1つ目は最近の食中毒事件の発生事例」ということでご説明したいと思います。「1 県内の食中毒事件の発生状況」につきましては、県内における平成20年以降の発生状況を示しております。この間に合計で140件発生しまして、2,135名の方が患者となっております。このうち、件数あるいは患者数とも最も多かったのはノロウイルスによる食中毒でございまして、44件、1,433名の発生をみております。この傾向は全国的にも共通したものでございます。

続きまして、「2最近の食中毒事件の事例」でございしますが、今年の4月以降、2件の食中毒事件が発生しております。1件目は南会津の下郷町の旅館で発生した食中毒でございまして、これはノロウイルスによるものでございます。本件を含め11都府県の58名の患者が発生いたしました。なお、この発生時期が本格的にデスティネーションキャンペーンを迎える時期でございましたので、本事件発生直後に各保健福祉事務所から観光施設あるいは旅館等に対しまして、衛生管理の徹底を呼び掛けてございます。

2件目につきましては、南会津地区の南会津町の農産物の直売所で食用のニラと間違えてスイセンの葉を販売してしまったという事例でございまして、購入された1家族2名の方がスイセンの葉を調理して食べて食中毒になった事例でございまして、裏面に写真が載っておりますが、葉の形状からは非常に2つの区別がつきにくいというのがお分かりになると思います。これは匂いによりましてニラと区別がつくのですが、今回はニラの隣りにスイセンが植えられていたので両者が混在していたので、区別がつかなかったものと思われまして、直売所に対しましては、しっかりと生産管理した圃場で採れた野菜を出品していただくということで指導いたしました。

続きまして、資料7をご覧ください。食品表示法の施行に関する情報の提供でございまして、食品の表示制度は、従前は食品衛生法、JAS法、健康増進法の3つの法律で規定されておりましたが、合わせて58種類の基準がございました。これらを今年の4月1日から食品表示法に一元化しまして、一つの表示基準に統合して施行されたところでございまして、内容の詳しい説明は省かせていただきますが、これまでのとおり、関係課が連携しまして、事業者への助言・指導や県民からの相談や苦情に適切に対応していきたいと考えております。また、8月から9月にかけて、県内の各方部におきまして食品表示法の研修会を、関係課を含め開催したいと考えております。

次に資料8をご覧ください。これにつきましては、豚肉の規格基準の設定でございまして、平成23年の4月に焼肉飲食チェーン店で提供されました牛肉のユッケ、これによって腸管出血性大腸菌を原因とした集団食中毒が発生いたしました。厚生労働省では省令を改正して、牛については肝臓の生食の禁止及び肉の加熱処理基準を設けるなどの規格基準の改正を行いました。その後、国の調査によりまして、牛が駄目なので豚のレバーなどを生食用として提供している飲食店があるということが判明いたしました。豚肉の生食はサルモネラあるいはカンピロバクターなどの食中毒菌あるいはE型肝炎などの胃に関するリスクが非常に大きいということが従来から分かっております。

ので、裏面にありますようなチラシによりまして、各保健所等から豚肉や豚レバーを生で食べないように消費者への啓発あるいは飲食店等への指導・助言に努めてまいりました。このような状況を踏まえまして、国の審議会において検討がなされました結果、最終的に規格基準が改正されまして、本年の6月12日から豚の場合は肝臓を含む食肉、生食用としての販売等が禁止されたということでございます。3事例についてご説明申し上げます。

(事務局：水田畑作課長)

はい。水田畑作課でございます。資料9に移りまして、26年産米の基準値超過の事例についてご説明いたします。先程のプログラムの中では、ほとんど、今年3月末の実績で報告させていただきましたが、その後2件発生いたしましたので、ご報告いたします。福島市飯野町の旧青木村で生産された26年産米でございます。(1)の表にございますように、2点220ベクレル、170ベクレルの放射性セシウムが検出されたということでございます。当該農家の状況でございますが、1.5aを自家飯米として植えられて45kgの収穫という会社勤めが主の農家と言ってよいのかという実態でございますが、そのような方が作られた米でございます。福島市から未受検の米があるとの連絡を受けたため、スクリーニング検査を実施したところでございます。その結果、スクリーニングレベルを超過したということで詳細な検査を行い先程のような数字が出たということで、7月9日に公表したというところでございます。

基準値超過の要因といたしましては、聞き取りをした結果では、26年産米が震災後初めての作付となって、それと理解が不十分でカリ肥料の散布がされていなかったということがありました。現在の本県の稲作の状況からすれば極めて特異な栽培であったというように考えてございます。

今後といたしましては、幸いなことに米の販売事業者や消費者の皆様からは落ち着いた反応をいただいております。販売が止まったりするような直接的な影響は出ておりません。しかしながら、基準値を超過した米については市が当然ながら処分をすることとしてございます。26年度産米の検査はほぼ終了しておりますが、基準値以下であることを確認して出荷されますよう、県の管理の下、市と連携して引き続き検査をしてまいります。また今回のように、試しのような形で作ったものが家庭用の検査所に持ち込まれたという異例のものでございますが、全量全袋検査をせずに流通・消費することのないように、市町村に対しまして、消費者が持ち込んだものではなく農家が生産したものについては、家庭用の検査所では検査をせずに質の高い全袋検査に誘導していただくようお願いをしたところでございます。

このような形で今後とも県産米の安全性を確保するため、吸収抑制対策の徹底を図りながら、県内全域で全量全袋検査を実施していくということにしております。以上で説明を終わります。

○質疑等

(議長)

ただ今4つの事例について説明がありましたが、何かご質問やご意見があればお願いします。

議題 4 : その他

本日の議題は以上ですが、全体を通して何か言い足りなかった点や質問等があればお願いします。今後も食の安全・安心に関わる情報発信、先程消費者の理解リスクコミュニケーションのお話がありましたが、県でも今年度風評風化対策課が設置されて、知事公室で風評風化対策の戦略を取りまとめをしているというところがございます。しっかりと県民に対して伝わるような取り組みを関係部局と中核市が連携して、安全・安心・不安の払しょくに取り組んでいきたいと思っておりますので、引き続きよろしくをお願いします。それでは、本会議はこれで終了いたします。

【閉 会】

(司会)

以上をもちまして、平成27年度第1回ふくしま食の安全・安心推進会議を閉会といたします。どうもありがとうございました。